



福祉医療助成制度が改正されます！

(乳幼児医療・ひとり親家庭医療・障害者医療・老人医療
・老人医療一部負担金相当額等一部助成制度)

1日500円を限度とし、月2日までの自己負担が必要になります。

乳幼児医療・ひとり親家庭医療・障害者医療・一部負担金助成の証明書を持っている人は、11月1日以降は、1つの医療機関について1日500円を限度とした自己負担(月2日まで、3日目からは無料)が必要となります。

同じ医療機関でも「医科と歯科」「入院と通院」は別の扱いになります。

必ず、受診の際には必ず窓口でのご提示をお願いします。